

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第108号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年3月4日 13時59分ごろ	
発生場所	香川県坂出市乃生岬西方沖 小瀬居島灯台から真方位070°3,400m付近（概位 北緯34°23.0′ 東経133°53.2′）	
事故等調査の経過	平成21年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八長運丸、199トン 133951、個人所有 B 漁船 勝丸、4.9トン KA3-21147（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士（航海） B 船長 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	負傷2人（船長及び操縦者：打撲及び挫創）	
損傷	A バルバスバウに擦過傷 B 船尾甲板が脱落	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、香川県坂出港北方沖を針路約028° 速力約11.5ノット（kn）で航行中、単独で船橋当直中の船長Aが、手元の携帯電話でメールを打ち、前路の見張りを行わないで航行し、平成21年3月4日13時59分ごろ、A船の船首とB船の左舷船尾部とが衝突した。また、B船は、船長が1人で乗り組み、約253° 速力約7.2knで航行中、船長Bは、左方から出港する船舶はB船を避けてくれるものと思い込み、船首方から右舷後方にかけての見張りをを行いながら航行していたところ、衝突の数秒前、左舷前方にA船を視認し、A船の前路を通過しようと全速力前進にしたが、前記のとおり衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、携帯電話でメールを打ち、前路の見張りを行わなかったものと考えられる。 船長Bは、船首から右舷後方にかけての見張りに専念し、左方から接近する船舶はB船を避けてくれるものと思い込み、左方に対する適切な見張りを行わなかったものと考えられる。

原因	<p>本事故は、坂出港北方沖において、A船が北進中、B船が西進中、A船が前路の見張りを行わず、また、B船が左方に対する適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>A船が前路の見張りを行わなかったのは、船長Aが、携帯電話でメールを打っていたことによるものと考えられる。</p> <p>B船が左方に対する適切な見張りを行わなかったのは、船長Bが、左方から接近する船舶はB船を避けるものと思い込んでいたことによるものと考えられる。</p>
----	---